二、株式会社山下家具店に対する件

昭和四十四年（排）第十九号

新潟県新潟市古町通五番町六百十五番地
株式会社　山下家具店
右代表者　代表取締役　山　下　善　次　郎

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一、株式会社山下家具店は、昭和四十三年十二月一日から同月三十一日までを期間とし、「第七回全額払い戻しセール」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反したものである旨およびこのような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社山下家具店は、肩書地に主たる事務所を置き、家具、寝具および室内装飾品の製造販売業を営む事業者である。

同社は、一般消費者を対象に、「第七回全額払い戻しセール」と称して、昭和四十三年十二月一日から同月三十一日までを期間とし、抽せんにより売出期間中の一日を当選日と決定し、当選日に現金で買物した者に買物代金の全額を払戻す旨を表示した三種類のチラシを、それぞれ、昭和四十三年十二月七日付新潟日報（朝刊）に十二万五千枚、同月十日付新潟日報（朝刊）に十万枚、同月十四日付新潟日報（朝刊）に十万枚折り込んで配布し、また、この企画について、同年十一月三十日付新潟日報（夕刊）に広告を掲載し、さらに、同年十二月初旬に株式会社新潟放送のテレビ放送を通じて広告を行ない、この企画を実施した。

しかるに、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、㈠取引の価額を一万円をこえて五万円未満の場合は一万円、㈡取引の価額が五万円以上十万円未満の場合は三万円、㈢取引の価額が十万円以上の場合は五万円であつて、当該懸賞に係る取引の価額が一万円をこえるものについて全額払戻すことは、この制限をこえるものである。

また、当該懸賞に係る取引の予定総額は、一億二千万円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、二百四十万円である。よつて、十二月中の一日の売上最高予定七百万円を払戻すことは、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、株式会社山下家具店の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提

供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反する。

昭和四十四年六月五日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子